

第十五回 参議院農林委員会會議録第十八号

昭和二十七年十二月二十五日(木曜日) 午前十一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 徳川 宗敏君
三橋 八次郎君
東 隆君

委員 石原 幹市郎君
小串 清一君
西山 龜七君
楠見 義男君
島村 軍次君
羽生 三七君
小林 亦治君
岡村 文四郎君
鈴木 強平君

委員外議員 小林 政夫君

衆議院議員 井上 良二君

政府委員 大藏省主計局長 石原 周夫君
農林省畜産局長 長谷川 清君
食糧庁長官 東畑 四郎君

事務局側 常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君

本日、の会議に付した事件
○飼料需給安定法案(衆議院提出)

○政府に対して申入れに関する件

○委員長(山崎恒君) これより農林委員会を開会いたします。

飼料需給安定法案を議題に供します。昨日に引続きまして質疑をお願いいたします。大蔵委員から昨日に引続きまして代表の小林先生が発言を求められておりますので御了承願います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないようでございますので許可します。小林さん。

○委員外議員(小林政夫君) 昨日に引

続いて提案者にお尋ねいたしますが、昨日、先般の参議院大蔵委員会における審議の状況に徴し、我々参議院大蔵委員の意向をどのようにお取入れ願うかという質問に対し、提案者のほうから参議院大蔵委員会の意向は、食管特別会計においてこの飼料の需給調整関係を賄うのはまずい、特別に飼料需給特別会計でも名づけまじか、そういうものを作ることが適切ではないかという要望があったように思っております。そういうふうな意味における御説明があったわけでありますが、勿論そういう意向もござい

いて提案者として、この法案に食管法においてやれるようなことになっておりますが、そういう点の御配慮もあつたわけでありませうか。

○衆議院議員(井上良二君) そういう大蔵委員会側の御意見が一昨年非常に強くございましたので、今御指摘のうちに、会計法の一部の改正の中にやりたい。それから食管法の改正も当然やるべきでないか、こういう本法をいらずして、会計法でいろうということはおかしいじゃないかという御議論のようでございますが、そういう筋の通つた御意見もございましたけれども、確かに最後の大蔵委員会あたりの御議論では、一応昨日も申上げました通り、食管が特別会計で扱います食糧の会計と、飼料を扱います会計と混同して一本の会計でやるのじやなくして、食管の会計の窓口を一時特別の事情のために利用をしなければならぬので、便宜的に窓口をお借りすると、こういふことになつておるので、そのことならそんなに議論もしくなくても、まあこの程度でいいじゃないかというような御理解のある御意見もありまして、大体最後はそういうことに了解をしておらつたのじやないかと、こう提案者のほうでは好意的に解釈をいたしておるのであります。

○委員外議員(小林政夫君) いずれにしても法案を拝見いたしました。大体において法規的な筋は、大蔵委員会において考へておつたことは一応取入れられておりますので、むしろ最後に大

体前回の参議院大蔵委員会においては、この前の法案でも存もうとしておつたわけでありませう。ところが食管法自体においてそういうことができなかった、こういうことが決定的な問題として遂にまあ継続審議ということに持つて行つたのであります。他の法案との関係もあつて時間切れになりました結局流れたと、こういうことになつたのであります。大体において法規的には取入れられておる。従つてそういう問題は解消しておるわけでありませう。

昨日なせ衆議院のほうにおいては、大蔵委員会と連合審査をされたかつかという点に対して、連合を大蔵委員会の方から言つて来なかつたからじやなかつた、併し聞くべき関係方面の意見は十分聞いて審査をしたというお話でございますが、大蔵省主計局のほうとの話合いがどういふふうになつておるのか、一応提案者のほうとして主計局のほうとの御意見を伺いたい、それにひつくるめまして一応資料が出ておるようで、只今頂いたのであります。こういう法案を作ることによつて、食管における運搬資金と輸入飼料購入に要する資金量、これがピーク時においてどのくらいになるのか、そうして又期末において、年度末においてどのくらいになるのか、と申しますのは、先般この国会において食管特別会計の借入限度を千七百億から二千二百億に拡げました。年度末のほうは据え置

いて千四百億ということになつておるわけでありませうが、その枠内において

できることなのか、できないことなのか。それから一体赤字はどのくらいになるのかというふうな点についての十分主計局と打合せをなさつておるかどうかということ併せて、そういう点をお伺いしたい。

○衆議院議員(井上良二君) 非常に大事な質問でございますが、これは昨日あなたがおいでになりますまでに御質問が島村さんからございまして、第一の食管特別会計の持つております資金で飼料を買うのかという御質問でないかと思ひますが、お手許に出してあります資料によりましておわかりの通り、大体輸入する飼料は、政府の見込みますところは二十五万トンくらい、二十五万トンの中で大豆粕が入つておりますが、その大豆粕は主として大豆粕を飼料に入れることによつて国内で大豆粕を飼料に転用ができませんから、その面を差引きますと、更に全体の金額は輸入資金としましては八十億くらい予定をいたしております。ところがこの八十億の金は今申します大蔵委員会

で改正を願ひました食管の新しい資金の増加の中に入つておられません。この法律が通りますと、当然政府当局は、大蔵当局に対して今申します八十億の資金の調達を計画の中にお願ひをし、再び明年開かれます国会に食管特別会計の一部改正を提出するということになつて参ります。いわゆる資金が八十億だけ餌を入れますのに必要になりますから、それだけ更にもう一度改正案を出す、こういうことにならうと

思います。それからそれを大体一年間扱いました結果がどういうことになるかというところも、大体現状の国際価格から言いますと、国内価格に比較いたしまして、飼料は割高というものが大体の今の相場でございます。ところが最近小麦にいたしまして、ふすまにいたしまして、とうもろこしにいたしまして、国際価格はどん／＼下つて来ております。特に中共貿易の影響等がございまして、非常にアメリカ物等の価格が下廻りつづつて、先に申します八十億の輸入に對しまして約一割高でございますから、八億見当が若しこのまま一年間飼料価格が安定して、輸入が二十五万トン年度末まで続けられるということになりますと、八億の食糧特別会計に赤字が出るということになります。ところが今申します通り、外国飼料も値下りの状況にございますし、特に中共との貿易が非常にやかましくなつて来ました關係で、中共からの飼料の輸入というものは必至な状況にあります。そういうことがアメリカ等の飼料輸出に非常な影響を来たしまして、現実に飼料価格は下つて来る。そうなりますと食糧特別会計の赤字というものはそんなに大きくならん、又現実に諸般の操作をうまくいたしますならば決して食糧特別会計は年度末において殆んど赤字を出さずに済みはせんかという見込みさえ立つておきますので、その点は一つ御了承頂きたい。そういう実情でございますから、特別に財政資金を補給金その他で出しても法的規定がありませつか、又そういうことを予定しておりますすならば、これは大蔵省主計局に

立案者といつたとしても一応交渉をして検討をいたすのでありますけれども、そういうような私どもは操作ささうまく行くならば今日の国際諸情勢の上から勘案して赤字はさほど出ないという見込みを持つておりますので、そこで財政的負担を必要としないという情勢を勘案をいたすならば、この際そういう法的規定が何もございませぬし、補給金規定も何もございませぬから、そういうことについてはいたしておりませぬ。ただここで申上げておきたい点は、この法案は今御指摘のようになりまして、各党においてそれ／＼政調会、政策審議会等を通して十分御検討を願ひ、又それら立案者の側においても政府当局をして大蔵省との關係についてはいろ／＼打合せをさせておつたようなわけでありませぬ。その点をあらかじめ経過的措置として御了承を頂きたいと思ひます。

○委員外議員(小林政夫君) 主計局長の代りに次長が見えておりますから次長にお伺ひしますが、本法案は議員立法であつて政府提案ではないわけですから、従つて、一つ腹藏のない意見を聞かしてもらいたい。先ず大体私は先般の、先ほど申したように参議院大蔵委員会における意見が取入れられておるので、大体この法案で動くと思つておる。まあ動きそうだなと思へば法規的にはその点についての主計局としての判断はこれで動くかどうかということが一点。それから今のお話の一体提案者から述べられた補給の推算等による欠損は大体行かないだろうということでありませぬか、或いはここに言われておる八億以上の場合によつては欠損が出て

るかも知れない、そして更に私が指摘したようにまあ欠損の出る出ぬにかかわらず資金量が殖える、その食糧としての資金量が殖えるわけでありませぬ。今の糧券発行借入限度の引上げ等を伴うことによつて起ることについての、主計局としての意見又食糧庁長官としても一体こういうことが現状の資金枠の範囲内において、又現状の収支の範囲内において行けるかどうかという点についての両方の御意見を伺ひたい。

○政府委員(石原周夫君) 国会側の御提案の法律でございますので率直に意見を申せようと思つてございませぬ。従来私どものほうで検討いたしております点につきましては、二、三点を申上げます。

この法案は先ほどお話がございましたように、前国会以来の問題でございませぬので、いろ／＼な数字或いは法律の内容につきましても相当程度農林省とも相談をいたしておるわけでありませぬ。この事柄の突進につきましまして、二十八年度の予算の要求と関連をいたしまして、農林省のいろ／＼な数字を検討いたしておるところでございませぬ。私どもとしてのまだ結論は出しておりませぬ。併しながら疑問にいたしておる二、三の点を申上げます。果して飼料価格と畜産物価格というやうなものとの間になか／＼畜産物価格というものはできるだけ下けてもらいたい、そういうような点から行きますること、こういふような制度をとりまどうかという点につきまして、現在の流通過程に相当飼料自身におきましても、畜産物の關係におきましても、問題があるのではないか、その意味におきまして、こういうような制度が最も有効適切な制度であるかどうかというところは、これは一つの研究問題であるかと存じます。又これは今井上議員からお話がございませぬように、現在の食糧、麦、雑穀さういつたものの世界的な価格の動きからしまして、こういうような制度をとりましたときに、先に行きまして価格の騰貴の場合、或いは暴落の場合という場合におきましてなか／＼むずかしい問題が生ずるのではないかと。先行きの見込みにつきましては私ども素人でございますが、どうも井上議員がおつしやつたような点は相対的に危懼せられるのではないかと、そういう場合におきましては、どうも買つた餌が高く売れない、高く売れないというのには語弊がございませぬが、要するに損をしないと売れないという事態が生ずる危険があります。加ふるに若干の期間手持ちをすることを考えますので、その間に置きまして倉敷の負担ということも考えられるというふうな一つの、現在統制をやつておりましたものでございませぬから、仮にコストが非常にさういふ關係で高くなりましても、じやあ高く売れるかということになります。これは市場価格があるのではありませんから、政府としては高く売れない状態が生ずるわけなのでございませぬ。これは昔ございませぬ飼料配給公団、餌の配給公団がありました時期、これは結局最後の時期におきまして朝鮮事変の影響を受けておりましたものが、殆んど逆に大きな利益を挙げたものが多いのでございませぬが、実は私ども

餌の公団も朝鮮事変の少し前におきましては、なか／＼扱ひのむずかしい商品でございませぬ、相当程度の赤字が生ずるのではないかと、そういう比較的新らしい問題もございませぬので、これがこの会計の運営におきましてなか／＼むずかしい事態が生ずるのではないかと、疑問の第二の点と考へられるわけでございます。従いまして、主計局の事務当局としての意見をお尋ねでございますならば、現在のところ今のような疑問の点を持つておりませぬ。これは食糧管理会計、来年度の予算の問題に關連しまして考へていたしておるところでございませぬので、今日結論を申上げる時期ではございませぬが、今のような点の疑問がございませぬ。なおお尋ねのございました全体の資金の点、これはここに八十一億という数字が出ておるのでございませぬが、これは現在の食糧管理特別会計を以て取扱うということに相成りますれば、これだけ食糧証券の、まあ全額になりませぬかどうかは、買つておる間に売るといふことが考えられますから、従つて全額が残高におきましてピーク時に増加するかどうかというところは、これは月別売上の推計でも作りまされませんのライオンからいたしますとこの金額に近いのでございませぬ。ピーク時に売るといふことは、願当だろうと思ひます。従いましてこれはこの法律の施行の問題は百二十日ということが書いてございませぬが、一応来年度のことかというふうな推察をいたすのでございませぬが、若しそういうことではございませぬならば来年度の食糧管理特別会計にお

きまする資金需給というものにこれを
附加えて考え、それだけピーク時にお
きますところの金額は殖えて来ること
になるのではないかと、又年度末におき
ますところの残高の問題でございま
す、これは来年三月末ということを一
応前提とせしめ、限り相当額の残高が
残つて参る。御承知のように食糧管理
特別会計におきましては、本修正予算
を以ちまして従来のいわゆるインベン
トリー・ファイナンス方式というもの
を改めまして、若干の食糧証券の増額
をお願いをいたしておるのでありま
す。従いましてその方式で考えます
限り、それだけ食糧証券のピーク時
におきますところの在り、或いは年度
末におけるところの残高が増加する、
それが政府の全体の所要資金の縮め
くり、その財政資金の全体の増減に
いてどう考へるかという問題もござ
いまして、今申上げたような金額は、こ
れは八十億に何かの割合をかけた金
額になると思ひますが、それだけの庄
力を加えるということ、これは申上
げるまでもないこととあります。井上
委員がお話になりましたように第二の
見当の点で申上げましたような財政負
担の点でございしますが、これは運用の
やり方、或いは世界におきまする或
いは国内におきまする市価の動きによ
りますこと、今日想像することは非常
に困難でございしますが、その運用を
いたしまして赤字が出るということも考
えなければならぬと思ひのでありま
す。その場合におきまして一般会計か
らこれを補給する用意があるかとい
う点につきましては、今のところその用
意がないというふうな申上げざるを得
ないであります。米価問題その他食

糧問題、いろいろむずかしい問題が
ございしますが、現在まで政府がつてお
ります態度からいたしまして、補給金
その他赤字補填の形でこれを見ること
はむずかしいであらうと思ひます。従
いまして万一赤字が出ますような場合
におきましては、これは物の値段です
から上ることもあり下ることもある、
従つてそれはその会計内に総括して行
くこと、私どもとして今日申
上げる最大限度かと考えます。
それから法規的の観点でございま
すが、これは食糧管理特別会計のほか
に別の会計を作ることがいいか悪いか
ということとは当然問題でございま
す。併しこれで動くか動かないかとい
うことになり、食糧管理特別会計の中
で動き得るということがお適当かど
うかという点につきましては、なお疑
問があると思ひます。なおこの取扱
の全体につきましては、今私が申上げ
たようなところが今日までの見当のと
ころでございしますから、一応その程度
でお許しを願ひます。

○委員外議員(小林政夫君) 食糧庁長
官の御意見を……
○政府委員(東畑四郎君) 私に御質問
になりました点の大部分につきまして
は、石原次長の答弁と殆んど変わりご
ざいせん。今回の修正予算におきま
しては、先般の国会で餉料に関する法
案が審議未了になりましたので、修正
予算に具体的に要求することができな
かつたのであります。従いましてこの
法案が通りました上は、二十八年年度予
算で予算化して大蔵省と折衝しなけれ
ばならぬ、こういうふうに考へてお
ります。一つの点であります、歳出の
うち買入費の問題は畜産局と十分打合

せまして、この飼料に必要な金額を飼
料買入又は売却代というふうな形で歳
出歳入予算がそれだけ増加するのでは
ないか、糧券を発行して参ります。
と、食糧のピークは先般の委員会で御
審議を願ひましたように、一月まで
ピークになって参ります。餌のほうは
もう少し時期が前に来ると思ひます。
そこで必ずしも飼料買入、売却の差額
がピーク二千二百億を超過するとい
うことにもならぬと思ひます。こうい
う点はもう少し事務的に検討いたして見
たい。三月末にどうしてもストックが
残るものであれば、これは千四百七十
億の限度の問題に触れて来る、こうい
うことになるのであります。

それから赤字につきましては、今石
原次長からいろいろ御説明があつたの
であります、私どもとしましては、
北海道の甜菜振興法が今国会を通過し
たしまして、その処理というものは、
これは明らかに買入価格、現実の砂糖
の価格から見まして売却価格との間に
相当の差額が出て参ります。これも本
年度の修正予算では予算的措置はいた
して参りません。実行の結果これを見
るといふことになって参ります。その
点につきましては同じような建前でこ
の問題は処理をいたしたいというよう
に思つて参りますが、ただ砂糖と違
ひまして、先ほど井上さんから御説明
がありましたように、ふすま、とうも
ろこし等は国際価格が大分下つて参
りますので、これは赤字の形で予算化す
る必要があるかどうかということにつ
きましては、もう少し数字的に検討し
て見たいと思ひます。結果としまして
赤字が出ました場合の処理につきま
しては、砂糖とからみましたような関係

において処理するのが適當ではないか
と思つて参ります。
○委員外議員(小林政夫君) 先般も大
蔵委員会で食糧庁長官に質疑をして確
めたのであります、現在二十七年年度
予算においては、予定欠損が六十八億
出ることになって参る。それを今主計
局のほうの意向のように、赤字が出て
もちよつと補填がむずかしいというよ
うなことであると、甜菜のほうは先般
も説明があつたように、百十何億で
か欠損を見ておるといふことである
が、更にこの飼料による損失をカバー
して行くというになると、勢い人
間の食べもののほうに食い込んで、或
程度は繰越含みになって参る前年度
収益へ相当食い込んで行き、それが又
糧券発行額にはね返つて来るというこ
とになって来るのです。その場合に本
来の人間の食糧のほうの需給調整に支
障を及ぼす虞れがあるのではないかと
心配されるのですが、食糧庁長官の御
意見を伺ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 先般も御説
明いたしましたように、本年度の一応
越利益三百八十億円余になつて参り
ます。六十八億程度の赤字は予備費及び
砂糖の赤字である、こういう御説明を
申上げました。北海道の甜菜を買上げ
ました場合に、赤字補填の予算を計上
いたして参りません。これは結果とし
て見る以外にないと思ひます。餌等に
おきましてなお且つ赤字等が出た場合
は、これは越利益がそれだけ減るとい
うことはこれは明らかでございします。
それをどう処置するかという問題は財
政全体の問題とからんで来るので、我
我としたしましては、いわゆる主食は
主食としてこれを成るだけはつきりと

コスト計算もし、餌、砂糖、おの
のやはり経理状況をはつきりいたしま
して、損益の問題は、これを通じてか
らめて餌等が仮に赤字が出た場合に、
それがために食糧価格そのものを上げ
るといふような形にならないように勿
論いたしたいと考へて参ります。
○委員外議員(小林政夫君) 提案者
にお伺ひしますが、先ほど中共等からの
輸入を因つて、大体において餌は先行
き下り気味である。従つて現段階にお
いて収支計算をとつて見れば、御提出
の資料の八億一千万くらいの欠損が見
込まれるが、大体二十八年年度一カ年間
においては、恐らく欠損は出ないであ
らうというお話でありましたが、そう
いうことであれば、何もこういつた飼
料需給調整法のごときものを作つてや
られる必要はないのではないかと、特
にこういうことでやろうということ、
成るべくまあ安い餌を確実に配給す
る、農家の手に渡るように、畜産業者
の手に渡るようにすることであ
つて、むしろこの赤字、何がしかの予
定される赤字を補填したいということ
が、こういうことをやられる根本的
ですか、その点如何ですか。

○衆議院議員(井上長二君) 何かこの
法案を成立したのちにおいてそこに当
然赤字が予想されるのにおかしきや
ないか、それから更に現実に国際価格
が下つて来るなら、こんな法律は要ら
ないじやないか、こういう御指摘のよ
うであります。御存じの通り現実に国
内の飼料は今申しました通り国際価格
の一割以上も高い。而もこの一割以上
に国内価格をつり上げておくと、例え

内価格が非常に安くなるという場合は、商業資本による輸入業者は外国飼料の輸入を控えます。差控えて国内価格の値下りを操作しておるわけであり

ます。だから政府ではここに二十万トンなら二十万トン、二十五万トンなら二十五万トン、年間取引をするぞ、そうして政府がそれを抱えておるぞということだけで、国内価格は国際価格まで引下げることができ得るわけです。

これだけでも実は八億の赤字が出ます、現在の推定数では……。併しそのことによつて国内価格が仮に国際価格まで下つた場合は、国内の飼料需要三百万トンに対する大きな影響がある。

そのことが畜産品の価格を引下げて、国民の食生活なり、農家経済にそれだけ潤つて来ますから、そういう総合的な飼料対策の見地からは是非この法案を一つ提出いたさなければならぬ、こういうつもりでおりますので、その点を一つ御了承頂きたいと思ひます。

○委員外議員(小林政夫君) 衆議院においては本法案は全会一致で通過したわけですが、私の危惧するところは、自由経済主義を政綱とするところの自由党が、あなたは社会党のおかたで別ですが、こういう曾つての飼料公同的なイデオロギーに逆戻りするということ、今お説のようにかなり政府が買ひ込んでおつて、いつでも安く出すのだという態勢を整えるならば物は下るといふ、無論そういうこともあるでしょうが、それはあえて政府がこういう措置によつてやらなくても又やる途もあるかも知れませんが、あるでありましょう。そういうことで自由党としては本来こういうことを考えずにやるのが建前であつて、成るべく食糧の統制か

ら外して行こうという、米までも外したいというような意気込みぐらゐの自由党がこの法案に賛成したわけですか。

○衆議院議員(井上良二君) お説の通りこの法案は昨日も説明をいたしました通り、自由党みずからが党議をまとめて提案者になつておるので、そうして私共社会党、改進黨から出しました案と併合修正をいたしましたのであります。従つて自由党のみならず我が国の飼料の需給の状況から勘案して、特に先般米国会の協賛を得て成立いたしましたおります畜産増殖計画をつつがなく遂行いたしますためには、何としても飼料の確保が絶対条件であるということ、これは常識でございます。この飼料の自給なくして畜産増殖計画は何ら効果を發揮することができない。そのためにはこれは多少は自分の本心と異なる場合がありましても、これは経済の状況から止むを得ないという、いわゆる自由主義経済から言へば、多少どうも考え方が違ふようになられるかたもあるかわかりませんが、現実の政治の上では止むを得ないとしてやられたことであつて、衆議院では各党共同提案で満場一致で決定をいたしておりましたから、御了承を願ひたいと思ひます。

は、意味をなさないと思ひますので、我々大蔵委員としてもそういう点については直ちに二十八年度予算編成も始まることでもあるし、いろ／＼私の指摘した問題は大体主計局長の答弁に尽されておりますが、そういう点について十分お打合せ、了承の上で私はこの法案を通過されるのが望ましいのじやないか、こう考えるわけであり

ます。いわんや農林省内等において食糧庁のほうとも十分な話がないといふことでは、実際の運用に當つては困る。それは延いて我々人間の食物を圧迫することになる。こういう点を非常に問題とするのであります。

それから当分の間食糧特別会計で扱ふ、こういうことでもありますが、今これは大蔵委員会でもそういう希望があり、今私の属しておる緑風会内においても今人間の食物を圧迫しない、こういう意味において提案者は食糧管理特別会計の中で完全にこの飼料だけは分離してやる、こういうことでもありますが、強いてこれをやるとすれば、飼料特別会計というものを作つてやることと筋であつて、そういうことについては一応この附則でも「当分の間」と、こう書いてありますが、どういふふうにお考えになりますか。

○委員外議員(小林政夫君) 主計局長及び食糧庁の意向と、先ほどの私の質問に対する答弁等から考へて、どうもまだ提案者側と十分な打合せができておらんように思ひます。で折角こういう法案を、これも一つのやり方でありまして、それから、そういうように各党が賛成だといふことでもやるにしても、実際問題として動かないということになつて

は、意味をなさないと思ひますので、我々大蔵委員としてもそういう点については直ちに二十八年度予算編成も始まることでもあるし、いろ／＼私の指摘した問題は大体主計局長の答弁に尽されておりますが、そういう点について十分お打合せ、了承の上で私はこの法案を通過されるのが望ましいのじやないか、こう考えるわけであり

ます。いわんや農林省内等において食糧庁のほうとも十分な話がないといふことでは、実際の運用に當つては困る。それは延いて我々人間の食物を圧迫することになる。こういう点を非常に問題とするのであります。

それから当分の間食糧特別会計で扱ふ、こういうことでもありますが、今これは大蔵委員会でもそういう希望があり、今私の属しておる緑風会内においても今人間の食物を圧迫しない、こういう意味において提案者は食糧管理特別会計の中で完全にこの飼料だけは分離してやる、こういうことでもありますが、強いてこれをやるとすれば、飼料特別会計というものを作つてやることと筋であつて、そういうことについては一応この附則でも「当分の間」と、こう書いてありますが、どういふふうにお考えになりますか。

○委員外議員(小林政夫君) 衆議院においては本法案は全会一致で通過したわけですが、私の危惧するところは、自由経済主義を政綱とするところの自由党が、あなたは社会党のおかたで別ですが、こういう曾つての飼料公同的なイデオロギーに逆戻りするということ、今お説のようにかなり政府が買ひ込んでおつて、いつでも安く出すのだという態勢を整えるならば物は下るといふ、無論そういうこともあるでしょうが、それはあえて政府がこういう措置によつてやらなくても又やる途もあるかも知れませんが、あるでありましょう。そういうことで自由党としては本来こういうことを考えずにやるのが建前であつて、成るべく食糧の統制か

ら外して行こうという、米までも外したいというような意気込みぐらゐの自由党がこの法案に賛成したわけですか。

○衆議院議員(井上良二君) 第一の大蔵当局と本案の取扱ひについて予算的措置又は資金的の問題等については十分打合せをすべきであるといふことは当然でございますが、私どもの考えまはたは、さきに申しました通り今日国民食糧の見地から、農家経済を安定させ、向上させ見地から、畜産の増殖といふものは我が国の農業の上に、又食糧の上に非常に重大な任務を持つてお

つて、これは国会挙げて畜産増殖についての要請があり、増殖計画が立案をされ、実施されております。ところが肝腎の飼料対策というものが総合的にこれと計画されておりましたために、非常に問題を起しておるのであります。従つて畜産増殖計画の親としての飼料対策を確立することが何よりも我々畜産計画に賛同して、これを推進しておるものといはしましては、裏付の飼料対策を速やかに確立することの必要を痛感しております。そういう見地からこの法案は衆議院で満場一致で可決をいたしましたようなわけでありまして、従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

いか、と言ひますのは、例えば穀粉の買上げといふものを省令を改正してやつておられます。この穀粉の買上げについても何ら法的な国会の承認を得てやつておるのじやないのです。又資金的にも何ら相談を受けていないのです。併しこれに要する所要資金、又これによるところの赤字の負担といふようなものについては、全然国会に何ら審議

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

いか、と言ひますのは、例えば穀粉の買上げといふものを省令を改正してやつておられます。この穀粉の買上げについても何ら法的な国会の承認を得てやつておるのじやないのです。又資金的にも何ら相談を受けていないのです。併しこれに要する所要資金、又これによるところの赤字の負担といふようなものについては、全然国会に何ら審議

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

いか、と言ひますのは、例えば穀粉の買上げといふものを省令を改正してやつておられます。この穀粉の買上げについても何ら法的な国会の承認を得てやつておるのじやないのです。又資金的にも何ら相談を受けていないのです。併しこれに要する所要資金、又これによるところの赤字の負担といふようなものについては、全然国会に何ら審議

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

いか、と言ひますのは、例えば穀粉の買上げといふものを省令を改正してやつておられます。この穀粉の買上げについても何ら法的な国会の承認を得てやつておるのじやないのです。又資金的にも何ら相談を受けていないのです。併しこれに要する所要資金、又これによるところの赤字の負担といふようなものについては、全然国会に何ら審議

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

いか、と言ひますのは、例えば穀粉の買上げといふものを省令を改正してやつておられます。この穀粉の買上げについても何ら法的な国会の承認を得てやつておるのじやないのです。又資金的にも何ら相談を受けていないのです。併しこれに要する所要資金、又これによるところの赤字の負担といふようなものについては、全然国会に何ら審議

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

を求めて来ておりません。併しそれは政府の責任において行政的措置において事が済まされておる。又先に御指摘になりました甜菜糖の買上げにおいても、これよりもっと大きな赤字が予想されておる、もつと大きな資金的な措置も必要とする、そういうようなことから考えますならば、我々はこの重大な飼料対策の資金的財政的裏付といふものが、次年度予算の編成において、国会が総意を挙げて満場一致でこれを可決いたしましたものを、政府がそれを煩かぶりでおるといふことはあり得ない、こういう見地で私どもはおるのであります。従つてその裏付になります予算的処置、資金的処置が、国の大きな財政計画を揺り動かす、或いはこのことのために食糧特別会計全体が非常なる大きな動搖を来し、御指摘のように人間の食糧にさへ支障を来して来るという大きな資金を必要とし、大きな赤字が見込まれるということでございます。又食糧当局とも十分の打合せをせなければなりません、併し先に御説明をいたしました通り、現実の結論におきましては、さほど迷惑をかけず済む、又さほどこの大きな、大事な国策を遂行するための資金的な関係から言つても、そう大した問題にならないのではな

おかたは、是非餌を安く畜産業者に配給をしてやりたい、こういうことは当然お考えになることでありましよう。併しながら財政は国全体として考えなければならず、特に例えは今人間の食べ物まで圧迫しては困るということでありますが、学童給食すなわち主計局のほうでは決して出しにくいと言つておる、そういうような食糧会計方面においても窮乏な面があるわけでありま。そこで僅かな金と言われるけれども、学童給食の金だつて、僅かな金さえこれがなか／＼出ないというような状態において、こういうことを取上げるについては、やはり一つの国策として取上げるということであらば、広い視野に立つて総合的な検討を要すると思ひます。そのためにはどうしても一応の踏むべき過程を踏んで、そうしてその上において衆議院が全会一致ということなら、私は何をか言わんやでありますけれども、どうも今度の参議院に持つて来られた来られ方から言つても、突如として会期最後の日に上つて来て、そうしてはた／＼と

その日に上げるといふようなやり方では、そういうような総合的な検討が経られたものと思ひにくいのでありまして、そこで私はく／＼／＼という点を指摘するわけでありま。十分一度農林委員会において、そういうような広い観点から御検討を願ひたいと思ひます。

最後に私は、特に先回の大蔵委員会において問題となつた点は、こういうふうな折角設けましても、実際の有畜農家に、畜産業者に、果して飼料が安く渡るかどうか、成るほど輸入はして、又或る意味においての補給金、いわゆ

る一般会計からの損失補償をやつても中間搾取をされて、本当の畜産業者には前と変わらないような高いものが渡るといふようなことになつては困る、そこでそういう点についての配慮は如何ようにやるのかということが相当疑問であります。その点についての提案者のお考えはどうですか、お考えをどうぞ。

○衆議院議員(井上良二君) 実際餌を使用いたしております実需者、即ち消費者でありま。この面に安く餌がこの法案の成立後において渡るかどうかという問題であります。先から御説

明いたしておりますように、本法によつて一定量の外国飼料が輸入をされまして、されるということによつて、国内市場価格は下るといふ一つの見通しを立てております。そして現実にそれならどういふ方法で中間搾取もなしに実需者に安く飼料を行くようにするか、こういう問題でございます。それは第六條ですか、六條以下に規定してございませ。それは六條の二、それから八條第九條等今御質問になつた点と、

すか、そういう者がはつきりわかつた場合は、二年間は競争入札には参加させないという規定を設けております。更に又その売渡価格が常に実需者にわ

りませんために、中間で搾取される危険がありますから、私下価格、売渡価格については公表をするということにいたしております。それはどういふ価格でどういふ品物をどういふ数量で

どういふ条件でやつたということをして売渡人別に公表するという規定が設けてあります。更に又その売渡を受けた

性、又ボス的な政治力によつて、本当の消費者のために利益にならないという、中間搾取が行われる危険があるといふようなことが問題なのでありまして、そういう点について提案者から御説明のような配慮は加えられておるようでありま。併しいろいろ／＼政令の定める特別の事由だとかいふようなことで、特別の事由のある場合における随意契約といふような途も開かれており、必ずしもそういう公表のみに

よつて、公表はしても、これが末端まで周知徹底するといふことはなか／＼むずかしいことであつて、相当運用については問題を残しはしないか、これはまだ充足しないのですから、充足し

たら十分その点の扱ひ者には注意しなければならぬと思ひますが、そうすると一体提案者のほうではこういうことをやるについての、食糧会計で当分やるわけですが、その売買差損は別として、純粋な事務費はどのくらいかかるつもりですか。

○衆議院議員(井上良二君) それは事務当局のほうから説明します。

○政府委員(長谷川清君) 本法運用に要します大体の事務費は、現在のところ概算して約八百万円程度になるのではないかと考へてお

りませ。○委員外議員(小林政夫君) それはあとで一つ計算の基礎を資料として出して下さい。大蔵委員としての質問は以上を以て終わりますが、これは我が会派の農林委員のかたからお尋ねがあるかも知れませ。海風会においては一体こういうことをやることによつて、

算に合せて、家畜のほうの頭数等における資料をお出し願ひたい。これで終ります。

○補見議員(私) 私は病気で昨日の提案理由の説明なり、それから本日午前中の質疑応答を聞く機会を失しましたので、或いは重複しておればその旨をお答え頂ければその項目は直ちに止めます。私は実はこの飼料需給関係の法案が前国会以来いろいろ衆議院或いは参議院の畜産に関心を持つておられるかた／＼の間で、できるだけこういうような法案を作りたいといふことで御尽力になつておられた点には非常に敬意を表するのであります。一方私に考へておつたことは、得てしてこういう法律の制定せられることによつて、大体それで一つの仕事が片附いたのではないかと気が休めたいと思ひます。安心感の生ずることが一番警戒を要すべきことで、むしろ飼料需給安定の最も根本的な問題は、これはこういう法律ができるできないにかかわらず、国内で飼料が足りないものであるならば、それは輸入をする。而も低廉な飼料をできるだけ多く入れるといふことに努力することが先決問題じゃないか。現にこの前の国会当時と今日の国会との間には時間的に大分経過しておりますが、輸入飼料も大分安くなつておる。そこで政府は一体その飼料の輸入量をふやすといふことについて、今までどれだけの努力をして来られたか、又これからどういふふうな努力しようとしておられるのか、数量的にこの点をお伺ひしたい。

○政府委員(長谷川清君) 御指摘のよう

府が全部一手に輸入飼料は買入れるというのではないのでありまして、民間が輸入して来たものを政府の必要な計画に基いて買上げると、こういうことになりません。

○楠見義男君　そうしますと、今お尋ねしたように、この需給推算で行くと輸入は二十六万五千トン、それから輸入飼料買入及売渡に關する経費の参考資料で見ても二十六万五千トン、こういうふうになつておるので、実はそういう疑問が生じ、或いは私勝手に想定したわけなんです、今井上さんのお話のあれで行くと、結局今の需給推算で生じておる輸入必要量二十六万五千トンの中で幾分かを買おうと、こういうことになるので、この飼料というものは全部買つたときの飼料だということ丁解してよいわけですか。

○政府委員(長谷川清君)　お話の通りでございます。これは一応最高限度を考へて計算したものでございまして。従つて又、例えばトシ当りのCIFの価格というふうな点につきましては、若干これは現在の実情から見れば高いものもあるやに見受けるのであります。これは實際予算に計上いたします場合にはできるだけ実情に即するように考へて参りたいというふうな思つておる次第でございます。

○楠見義男君　そうしますと、これは実はこの点が大蔵当局にこれからお伺いする点に重大な關係を持つておる点なんです、大蔵当局に実はお尋ねしたいと思つて、それは私、御質問申上げる前に、ほかの委員からも昨日及び本日午前に亘つて御質問があつたかと思つて、実は議員立法とそれからその議員立法が成立したのちにお

ける施行の責任者である政府、従つてその施行に要する経費、予算との關連においてこの国会においても、今までの委員会でも可決をみた法案についてもあつた問題なんです、結局今お聞きのように、計画としては二十六万五千トンでも、大蔵省のほうで予算を計上する場合に一万トンでも二万トンでもこれは法律が執行できるといふこと、まあ経費としてはこれは完全な執行じやありませんけれども、法律の目的を完全に遂行するというのじやありませんけれども、そういうふうにはできませんが、一万トンでも二万トンでもこの法律の施行は可能だと、こういうことなんです。議員立法で予算の財政の許す範囲内、予算の許す範囲内という言葉が入つておつて、それによつて結局法律の施行が定められるといふことは大げさでございますが、提案者の趣旨とは違つたふうな運営されると、これは私は非常に大きな問題で議員立法についての自肅の問題もあると同時に、法律施行についての、法律が制定された以上は、法律施行についての政府の協力なり、責任というものも或る程度強化してもらわなければならぬ問題だと思つておられます。そこでこの法律を我々が決定する場合の根拠は、一番大きな問題は、この法律を施行する、制定された場合のこの政府の心構えと言ひますか、或る程度の見通しといふものをつけておかないと、いやそれは一万トン、法律は当初予定は二十六万トンでありまして、まあ最高だといふふうな考へておる場合に、予算が五千トンとか一万トンとか、これは極端ですが、そんなことじやこの法律を作らんほうが、これはむしろ羊頭狗肉

のそしりを免かれるだけでもいいと思ふのでありますが、そこらあたりの大蔵省の見通しと言ひますか、お考えを承つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(石原周夫君)　お尋ねになりました点は、一般論と、それから具体的にこの法律に關係する問題と両方かと思ひますが、一般論のほうからお答えをいたしますと、予算と法律の關係、これをどうするかという問題は、財政法制定のときから非常に議論をいたしました問題であります、今与えられた状態で申し上げます、これも場合を二つに分けて議論をする必要があるのであります。一つは予算が成立をいたしております、或いは予算が議決されておりました、而もその後法律が通るといふ場合がしばしばあるわけです。政府は予備費というものを持つておりますが、予備費を以ちましてその仕事をやるといふ場合もありまして、或いは流用を以ちまして或る程度の所要の費用を払うといふこともできるわけですが、それ以上に法律が通つたから予算の範囲内でできる以上のことをいたすといふことは、これは申すまでもなくできないのであります。従いまして、政府として言ひますか、内閣側でもつてできませんことは、申すまでもなく予算の範囲内におきまされる処置をいたすといふことです。もう一つ先まで申上げますれば、その法律施行が予算の範囲内において、今楠見委員御指摘のように不十分である、或いは不可能であるといふ場合におきましては、申すまでもなく補正予算を要求する際の問題であります。第二の法律が通つておりました、それを次の年度

或いは補正予算というふうな機会にどういたすかという問題であります、これは最近の立法の例におきましては、御指摘のように財政の許す範囲内とか、或いは予算の範囲内というふうな言葉がございするものと、ございませぬものとがある、その両者を通じまして、楠見委員御指摘のように相当な幅があるのであります、例えば二十六万五千トンであるか、或いは一万トンであるかといふことはないにいたしまして、例えば十万吨である、十五万吨であるといふような差異におきましては、相当法律を立法せられたかたの具体的な御見解と、それから文句に現われなした文字自身の意味しますところと多少違いがあると思ひますが、いずれにいたしまして、そこにあるところの弾力というものを考へまして、財政全体の縮括の上から、その裁量の範囲内におけるところの仕事をするといふことだらうと思ひます。ただ御指摘のように、法律が出ておきますときに、法律の生命を没却するような、本當の形ばかりのおつき合と申しますか、そういうふうなことで相済まんといふのが、一般論としてのお話かと思ひます。

○楠見義男君　結局現段階においては一般論に、法律ができておらないので、すから、一般論になるかと思ひますけれども、御承知のようにこの法律の附則に「公布の日から起算して百二十日を超えない期間内において、政令で定める」と、こういうふうな施行期日規定されているのであります。従つてこの法律の施行は結局二十八年度予算に關係する問題だと思つておられます。ところがその前段にお話になつた予算の範囲内という場合は二十八年度予算の構想というものは、国会は全然今示されておらないから承知しておらない、従つて二十八年度予算の中に、大蔵当局が編成をせられる場合に、ど

れだけが組入られるかといふことがまあ問題である。而もその点は、この段階においては法律はまだ制定されておらないので、それによつて既定の事実を前提にして申上げることができなくとも思ひますが、併しこれにどうも、察知せられるように、この委員会ではできればこの委員会だけでも年内に上げて、そして新年の早々には本会議で上げたい、こういうことので空気があります。従つて明二十八年度予算の編成

に考へます。この具体的な問題といたしましては、先ほどお答えを申上げたのでございするが、私どももいたしましては、現在これで予算を組むといふような結論を持つておられません、現在検討中でございます。従いまして今日のところ、それではこれが通つたら、これだけを予算化するかどうかといふことにつきましては、今の一般論の範囲内でもつて御理解願う以外にないと思ひます。

○楠見義男君　結局現段階においては一般論に、法律ができておらないので、すから、一般論になるかと思ひますけれども、御承知のようにこの法律の附則に「公布の日から起算して百二十日を超えない期間内において、政令で定める」と、こういうふうな施行期日規定されているのであります。従つてこの法律の施行は結局二十八年度予算に關係する問題だと思つておられます。ところがその前段にお話になつた予算の範囲内という場合は二十八年度予算の構想というものは、国会は全然今示されておらないから承知しておらない、従つて二十八年度予算の中に、大蔵当局が編成をせられる場合に、ど

れだけが組入られるかといふことがまあ問題である。而もその点は、この段階においては法律はまだ制定されておらないので、それによつて既定の事実を前提にして申上げることができなくとも思ひますが、併しこれにどうも、察知せられるように、この委員会ではできればこの委員会だけでも年内に上げて、そして新年の早々には本会議で上げたい、こういうことので空気があります。従つて明二十八年度予算の編成

においては、相当これが考慮されるという事ではないと、全くこれは国会自身の権威にも関する問題だと存じますから、その点をお聞きしたわけであると同時に、善処方をこれは要望するわけなものであります。これは質問ではありませんが、要望だけしておきます。

そこで、次に食糧庁長官に伺うのですが、食糧特別会計でこれは差当り負担するという事になつて居るのですが、食糧特別会計によつても当然赤字がこの政府の資料によつても当然赤字が予想されている、この資料によれば、この前の大蔵委員会でも問題になつたことは、当然赤字が予想されておるものについては一般会計から補填することか何とか、そういう補填の途を併せ講ずることなくして、食糧管理特別会計が背負い込むという事は、これは食糧管理特別会計の独立採算制の建前から言つて非常に好ましくない、こういうことが一つの参議院の大蔵委員会における反対の理由であつたのです

が、それはそれとして、こういうふうな食糧管理特別会計が何でもかんでも、これは飼料一つだけでなければ、これは飼料一つだけでなければ、こういうふうにお考へになつて居るのか、この点をお伺ひしておきたいのです。

こういふことをこれはお認めになると、ほかのものを食糧特別会計の一つ背負い込んでお考へになつて居るのか、これは出た場合、それは困る、これだけはいいという事になるのか、その点は一つどういふふうにお考へになつて居るのか、食糧管理特別

会計の番人としての長官の御意見を伺います。

○政府委員(東畑四郎君) 食糧管理特別会計としましては、御承知のように今まで独立採算制という事を堅持いたしておつたのでありますが、麦の法案のときにこれが非常に問題になりまして、二重価格ではないかという御質問を随分受けたのであります。政府として二重価格という事には考へておりません。結果としては若干の赤字を計上いたしまして本年繰入れしたのでございしますが、米につきましては、それはコスト主義というものを今まで堅持しております。今回の砂糖

については、はつきりしているものにつましましては、特に恣意的なものについては、これははつきりいたしません。例へば糖菜糖のごときも、これは法律によつてはつきり制度化しまして、又政府の買入価格等もはつきりしているのです。売払価格等になりまると恣意的なものでもございせん。自由経済のように一般入札という形で売られるものがあります。はつきりだけだけの赤字が出ますという事が予算的にできても、そのことが赤字であるという結論には実はならないのでござい

ます。そういう場合におきましては、遺憾ながら砂糖のことは赤字は予想されましても、決算的に見てこれを始末する以外に実は方法がない、こういうこと

でございまして、勿論赤字になりました場合におきまして食糧庁といたしましては健全な会計を維持するために繰入れて頂きたい、こういうふうにお考へております。今回の予算につきましましては一応差額として若干の金額が出てお

りませけれども、餌そのものの価格は実は何ら統制価格がございせん、間接調整でございしますので、全くこれは自由市場における物の需給を安定することになりまして、これはどの程度のものになりましかは、予算的にもなかなか困難な問題であります。私としては予想と現実というものが成るたけ合つて、これは理想であります。十分二十八年度予算は、法案が通りました場合におきましては検討を加えました上で措置する以外にないと思

うのでございしますが、結論を申し上げますと、砂糖のごとき、これは二十八年度当初予算におきまして、これだけの価格で買つて、これだけの価格で売つて、差額がこれだけの赤字が出るというふうなはつきりした形において経理をいたして、一般会計からこれだけ繰入れてもらいたいというふうな要求を出すことは非常に至難な問題ではないかと思ひます。結果として、これはあとどういふことを措置するかということ

は、結果から見てやる以外に予算的の措置がないのではないかと、こういうふうに実は考へております。

○補見議員(東畑四郎君) そうすると二十八年度の食糧特別会計の予算を計上するときには、同時にどうせ買入の金額は計上しなければならぬと思ひますが、その買入の場合だけを予算では計上するということになりましようか。

○政府委員(東畑四郎君) 特別会計でございまして、買入費と売払費と両方関係がございまして、買入価格、売払価格、これは一応予算的にも価格を出さざるを得ない、その場合に中間経費というのがございまして、その差額も幾らになるかという問題が飼料だけ

を厳密にコスト計算をいたすと出て参ります。それは予算上の措置でございいたします。今日は糖菜糖もそういうことをいたしておりますが、それが仮に赤字になりましても、その差額そのものがすでに一般会計からこれを繰入れるという事は余りに自由経済の考へてありまして、予算化し得ないと思ひます。来年度予算の運用の結果損益計算書がございまして、そのときにこれをどうするかという事になるのではないかと、こういうふうな推定をいたしておる次第であります。

○補見議員(東畑四郎君) 糖菜糖の場合は三万トソ買入れて一万トソを売却して二万トソは手持、こういうふうな計算で行つておられますね、単価も一方では五千九百円、売却は四千七百円、そういうふうにはつきりして、そこに損失がございするという事をはつきり計上してありますが、それと同じような形式に飼料の場合はやるとすればなるのじやないですか。

○政府委員(東畑四郎君) これは単価の問題でありまして、やはり形式的に赤が出るかどうかは、これは私ははつきり申上げることができません。大体甜菜と同じような経理になると思ひます。

○補見議員(東畑四郎君) これはちよつと私見に亘るようなことになるのですが、提案者及び畜産局長からの先ほどの御説明によりまして、輸入飼料については必ずしも全部を対象にしないで一部を対象にする、民間から入れた場合にその入れた飼料を更に政府が買うのだ、こういうふうな御説明なんです、そこで飼料の需給、特に価格の安定対策が

うまく講ぜられるかどうかということが非常に私心配しておりますが、私見から、これはやはり全面的に管理されなければ本間に飼料需給の数量的な、或いは價格的な安定対策というものは講ぜられないのではないかと、一つの私見ですが、と申します意味は、仮に政府はどうせ市価に準じて売却をするのですから、高く買ったものでもそれを安く売り払う。ところが一部だけそういうことをやつた場合に、民間で自由になつて同じ値段で海外から入れて、みずからの危険負担において高いものを入れるというものは、民間の商社としてそんな馬鹿なやつはおらんと思ふ。そうかと思ふ、今度は逆に市価と大体同じ値段で輸入ができるならば何もこれは政府が入れなくとも、買わなくともいいのじやないか、ただそのときに起る問題はどこへどういふふうな流されるかという統制的な、或いは管理的な必要性があるかないかの問題になると思ふ。ところがその場合には政府が買おうとしても、別にもう民間は売らなくともいいことになるのですから、結局飼料需給安定法というものは実は狙いは非常にいいのですけれども、実際の飼料の輸入価格の動きによつて結局全部を管理しなければ意味をなさないので、この点

は、どういふふうにお考へて居るのか、その点は一つどういふふうにお考へになつて居るのか、食糧管理特別

数量政府が保管をしてそれを必要な価格で払い下げるぞという措置を講ずるだけで、すでにこの法律の目的は一つは達するわけです。それからこれはもう専門家のあなたに釈法に説法で受けつと上つて参りますから、そこで一定量政府がこれを統制をするだけの量を持つておりました、そうして市場価格を安定させて行こうというのが大体この法律の大きな狙いではないかと思つておられます。その間のいろ／＼な動きは多少は商業資本の動きですから行われませんが、この法律の荷つておられるは当面の価格の高いのを下げるということが一つと、それから端境期における暴騰をできるだけ安定化して行こう、そういう二つの大きな狙いを持つておられるのではないかと、こう思つておられます。

○補見義男君 その輸入の点について政府が一つの方針を持ち、そうしてその方針に従つて政府がずつとインシニアティブを以つて民間に輸入させるといふ場合には、これはおつしやる通りだと思ふ。ところが民間輸入は自由だといふ建前に、これは勿論外貨の割当はありますけれども、そうなつた場合に国内の流通市場に百六十万トンで、それからすればせい／＼割ちよつとくらいいかならない、輸入飼料だけをすることによつて、そういう季節的な需給調整とか、そういう狙いが達せられるというふうに考えられましようか。

○衆議院議員(井上良二君) それはですね、御承知の通り現在は海外市場が高いですから、従つて国内市場が安い場合と／＼飼料を輸入する必要はないし、又国内の飼料の商人もあと輸入業者も現に手持ちをしておるものを輸入によつて下げるというふうな馬鹿なことはいたしませんと思ひます。そこで政府がそれをやつてやらなければ、どうしても飼料価格は引下がりませんから、そこは政府の危険において一応山を乗切る。次の端境期の対策としてはやはり端境期に相当のものを政府が持つておることによつて、端境期の値上げをコントロールして行くという操作は、私は完全にでき得ると思つておられます。それは輸入量がどのくらいかという点と、それから国内の市場価格は、国際価格とどうなつておるかというふうなことがそれを左右いたしませんけれども、大体一定の量さえ確保いたしますならば、一定のコントロールはそこでできはせんかという、こういう一つの狙いは考へておるのですがね。

○補見義男君 そこで具体的に政府が買上げる場合の方法なんですが、これは入札の方法によつて買うということになつておるのですが、これは現に御承知のように、例えばその輸入の商社の指定の問題もありませんが、例えば米について見ても、タイ米ならタイ米の例も入り込んで、そうして実はタイ米の価格を吊り上げておる実情なんです、ね、そういう連中が輸入して、入札で政府の買入れに売り出すという場合には、結局その市価、飼料価格というものには、或いは輸入価格ですね、それを下げるということではできないことになるのです。そういう場合のことを考へると、入札による政府の買入方法というものについては私は検討を要するのだ。現にタイ米でひどい目に合つ

ているのですが、それはどういふふうにお考へになつておられますか、それは事務当局で結構です。

○政府委員(長谷川清君) お話のような場合もあり得ると考へますので、できれば商社を指定してやるというふうなことが必要になつて来るのじやなからうかというふうにお考へておられますか。

○補見義男君 そうすると四條の二項の但書の「政令で定める特別の事由」といふのは、どういふ場合でございませうか。

○政府委員(長谷川清君) 結局競争入札をやつた場合は、海外市場の飼料の価格を高くせしむる虞れがあるような場合と／＼に考へておる次第でございませう。

○補見義男君 そうすると、現在から行くとこれは特別の事情が一般的の原則になりはしませんか。

○政府委員(長谷川清君) これは結局海外市況と国内市価との関係で、或る場合には原則が例外になり、例外が原則になることがあり得るのじやないかと思ひます。

○補見義男君 これは米麦の食糧の輸入状況も、同じ部内だからよく食糧長官にお聞きになつて……。これは随分輸入価格を高くして……。これは随分買入れの方法によつて……。この轍を踏まんよいう法律ができた場合にはお考へて頂きたいのですが、同じことでは五條の二項の「政令で定める特別の事由」といふのはどういふ場合を予想されておられますか。

○政府委員(長谷川清君) 一般競争入札でやりますと時期を失する虞れがある場合でありますか、或いはその飼料が的確に飼料の実需者に渡らない虞れがあると思へられるような場合が予想されます。そういうふうに考へておられますか。

○補見義男君 それからあと十條の審議会の委員の構成が四号で大きつばいろ／＼なものを含めて十七名以内となつておるのですが、ほかの審議会の場合には比較的この点が区分をして、そうしてそれ／＼を代表するよう書き方になつておるようには私は承知しておる。どうも畜産関係では、これはまあ言葉は適当ではありませんが、たまた／＼小林委員からもそういう言葉が出たからそれを引用すると、ボス化しておるものが相当あるのです。そこでここにこの四号でどういふふうなことを書く場合に、ぼつと対象だけはこゝろたくさん並べてあるのだけれども、結論だけで十七名にされておるの、やり方は大分どうかと思ふのだが、これはどうしてこういふふうにするのですか。はつきりと区分ごとにはできないものですか。同時に十七名はどういふふうな割振りをお考へになつておるのか。

○衆議院議員(井上良二君) これは実は御指摘のように一、二、三というように、はつきり区分をしまして人数を割当てたらしいのですが、余りそうなるかと細かくなつて参りますから、そこで四号にまとめておるようになつて、第一の「学識経験のある者」は、これはもうおわかりの通り。それから「農業者の団体を代表する者」それから「飼料の消費者を代表する者」ここまではおわかりでございませう。「その他飼料の關係者のうちから」とこうなつておる「その他」が、問題なんです。「その他」といふのはどういふこと

かという、その「他」は輸入業者、それから例の混合飼料を作つておられます加工業者、それからその次は販売業者、これらの団体からそれ／＼参加する行政がわかりますから、そういうことになつておる。それらを勘案して、この十七人を公正に割るわけです。

○補見義男君 これは一応提案者のお心組みだけでも伺つておくことが、この法律を施行する場合の政府の立場も非常に楽になると思ひますので……。と申します意味は、はつきり申上げると、井上さんのような公正なかたばかりならいいのですが、そうでなしに相当我々から見ると唾棄すべきボスのかたも委員の中にはおられるわけなんです。そういう人が結局今まで畜産行政というものをスポイルして来ておつたと思つておるのです。そこで提案者としては一応この飼料に關して学識経験のあるものは大体何人予想しておるか、或いは農業団体の代表者は大体何人予想しておるかという心組みを、この機会に速記録に残してお示しを頂きますと、施行する人間はそういう今までと同じような不当な、余り好ましくない、圧力を被らずに済むと思ひますから、その構想だけくらいは、若しお持ちでしたらお聞かせお願ひしたい。

○衆議院議員(井上良二君) ちよつと私から先に、振當てについては事務当局から説明をいたしますが、今御指摘のようなことは衆議院の委員会でも非常にやかましく論議をされて、できただけこれ政府が財政的負担、資金的処置まで講じて責任を以てやることになりまして、今お話のような中間のボスのものが横行したり、或い

九

時期の問題となつてゐるばかりであるといふべきである。

ついでに政府は右法律案の成立に備えてこれが実施のため必要な経費を来年度予算において遺憾なく措置せられたい。

右申入れする。

農林大臣と大蔵大臣にこれを申入れたいと思ひますが、如何でございますか。

○楠見義男君 異議ございませんが、これは当然のことですが、その文章の中の、参議院の農林委員会が決定したという文章の前に、衆議院においては全会一致を以て可決して、という言葉を入れて頂ければなお結構であると思ひます。当然のことですが……異議はありません。

○委員長(山崎恒君) 承知いたしました。参議院の前にそういう言葉を入れて差支ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山崎恒君) では只今岡村さんの申入の事項に対しまする問題に対しましても御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山崎恒君) 御異議ないと認めます。字句等の修正その他につきましては委員長に御一任願ひます。では今日はこれで散会いたします。

午後二時四分散会

昭和二十八年二月三日印刷

昭和二十八年二月四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局